

利益処分及び第 1 期積立金の第 2 期への繰越金の概要

1 第 1 期中期期間における積立金の繰越と県への納付

病院機構から、3,836,108,780 円について繰越承認申請があった。

病院機構は残余 3,836,108,781 円について県に納付する。

(単位：円)

第 1 期末 (H26. 3)		H26利益処分 (H26. 6)		繰越承認・残余納付 (H26. 8~9)	
積立金	H21利益処分	180,000,120	積立金	3,836,108,780	繰越申請
	計	180,000,120		7,672,217,561	3,836,108,781
目的 積立金	H22利益処分	1,477,750,332	※地方独立行政法人会計基準第91により、 第 1 期の目的積立金と平成25年度の未処分 利益について、積立金への振り替えを行う		
	H23利益処分	2,112,140,628			
	H24利益処分	1,911,713,730			
	取崩額	▲ 753,028,778			
	計	4,748,575,912			
H25未処分利益		2,743,641,529			

2 積立金と目的積立金について

(1) 積立金

損益計算において、損失が生じた場合は取り崩しを行い整理しなければならない。

(2) 目的積立金

弾力的かつ効率的な業務運営を促すための動機付けを財務面から与えるために設けられた仕組みであり、機構が中期計画であらかじめ定めた用途に充当することができる。

なお、中期目標期間の最終事業年度末に目的積立金が残っている場合には、その残額を積立金に振り替えなければならない。

3 第 2 期に繰り越した剰余金の扱い

第 2 期への繰越が承認された額については、第 2 期中期計画第 9 に基づき、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

第 9 1 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。

○地方独立行政法人静岡県立病院機構中期計画

第 9 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

2 積立金の処分に関する計画

第 1 期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第 40 条の処理を行ってなお積立金があるときは、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。